規制

自治体

静岡県

部課

健康福祉部 医療政策課

規制の名称

医療機関の複数管理

根拠法令等

医療法第12条第2項

昭和49年8月6日付け衛生部長通知「医療法第12条第2項の規定による許可の指導方針について」

規制の目的

医療行為は生命・健康という県民の重大な利益に関わり、患者の病状によっては、速やかな 対応が求められることから、医療法は、知事(又は指定都市の市長)の許可を受けた場合を除 き、一人の医師又は歯科医師が2箇所以上の病院、診療所の管理者となることを禁じている。

規制内容の概要

本県においては、以下の1から3の全てに適合する場合に限り、医療機関の複数管理を認めており、兼任を認めるのは原則2箇所までとしている。

- 1 現に管理している医療機関及び新たに管理しようとする医療機関がともに無床であること
- 2 許可を与えても両方の医療機関の管理運営が適正に行いうると認められ、また、現に管理している医療機関の患者及び地域住民の医療に支障がないと認められること
- 3 次のいずれかに該当するものであること
 - ア 工場、事業上の従業員、社会福祉施設の入所者等、特定多数人を対象とする目的をもって開設された診療所又は助産所を管理する場合
 - イ 医療施設に恵まれない地域に開設された診療所又は助産所を管理する場合
 - ウ 巡回診療所を管理する場合(不定期かつ臨時的なものも含む。)
 - エ 医師会立の共同利用の無床診療所又は医師会員が共同で診療を行う休日・夜間の救急診療所

規制の概念図



診療所



(19 床以下又は入院施設のないもの) ※特別養護老人ホームの医務室を含む

- ・ 病院及び診療所の管理者は、医師又は歯科医師でなければならない。
- ・ 病院及び診療所の管理者は、知事(又は指定都市の市長)の許可を受けた場合を除き、他の 医療施設の管理者にはなれない。

提案

提案主体

企業・団体

提案事項

特別養護老人ホームの医務室(医療法に規定する「診療所」)の管理者兼任に際して病院等管理者となることができるのを、2箇所としている県の基準の緩和

提案の具体的内容

- ・医療法第12条第2項に基づき、2箇所以上の医療機関の管理者となる場合には、所定手続きに おいて県(又は指定都市)の許可を必要としている。
- ・しかし、県では、これまで病院等管理者となることができるのを、2箇所までと限定しており、 それを超える管理は許可せず認めていない。
- ・近年の特養ホームの増加や医師が偏在していること等で兼任管理者の確保が困難であること や、近年の情報通信システムや第二東名及び国道バイパスなどの交通網が整備されたことか ら、運用上3ヶ所以上の兼任管理は可能と思われるので、判断基準を緩和していただきたい。

対応

措置の分類

対応予定

措置の概要(対応案)

医療機関の管理者は、医療の安全管理のための体制を確保する義務や医師その他の従業者を監督する義務を負うなど、適正な医療が提供できるよう、医療施設を管理する義務を負うため、一人の医師又は歯科医師が行う医療施設の管理は1箇所であることが基本原則である。

知事(又は指定都市の市長)が行う医療機関を複数管理する場合の許可は、いずれの施設も管理が適正になされる場合に限って、例外的に行うものであるため、本県においては、病院等管理者となることができるのを、原則2箇所までとしている。

しかしながら、それぞれの施設の規模、特性、開設時間や施設間の距離、当該地域に他に管理者となる医師がいない等、個別の実状に応じて、複数管理が認められる場合も考えられる。

このため、保健所における丁寧な対応に努めるとともに、県通知の改正等について、来年度中 に検討を進めて行く。

医療機関の複数管理について

健康福祉部医療健康局医療政策課

〇 医療機関の複数管理

病院又は診療所の管理者は、都道府県知事の許可を受けた場合を除き、複数の 管理はできない。(医療法第12条第2項)

本県では、昭和49年8月6日付け衛生部長通知「医療法第12条第2項の規定による許可の指導方針について」(別添)により、許可の要件を定めている。

【医療法第 12 条第 2 項 (H30, 7, 25 改正)】

病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の<u>都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない</u>者でなければならない。

- 一 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理する場合
- 二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合
- 三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合
- 四 地域における休日又は夜間の第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合
- 五 その他厚生労働省令で定める場合(医療法施行規則第9条第3項)
 - ・病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内 に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、都道府県知事が適当と 認めた場合
 - その他都道府県知事が適当と認めた場合

医第 333 号 63 昭和 49年8月 6日

各保健所長 様

衛 生 部 長 (医 務 課)

医療法第12条第2項の規定による計画の 指導が針に7117(通知)

このことにフリフ、別紙のとおり指導方針を定めたので 今後、同許可を与える場合にはこれにより取り扱いされる ようお願いします。

なお、理に許可を行って113ものについては、この指導方針が適用されるものではありませんので中に添えます。

医療法第12条第2項による許可の指導方針

病院、診療所又は助産所(以下院設」という。)の管理は常にり施設のみを行うことが原則と生みているが、特に管理兼任許可を与えても、主見に管理している施設及び新たに管理したうとする施設の管理にともに遺漏がないと考えられる場合には、知事の許可を得て2施設の管理者となることができる(法第12条第2項)。この許可を与える場合にあける留意すべき実は次のとおりとする。

現に管理している診療所又は助産所及び新たに管理した とする診療所又は助産所がともに無床であり、計可を 与えても 両方の診療所又は助産所の管理運営が適正 に行いうると認められ、また 現に管理している 診療所又は 助産所の患者及び土也域住民の医療に支障がない と 認められ、かつ次の各号の1に該当 は場合に限 るものであること。 ただし、医師会立の 共同利用の無 床 診療所又は 医師会員が 共同(輪番)で診療を行 う 休日、夜間の 救急診療所についてはこの限りでない。

1、工場、事業場の從業員、社会福祉施設の収容者等時定多数人を対象でする目的をもって期設された診療所

又は助産所を管理する場合。

- 2. 医療施設に恵まれない地域に開設された診療所対は助産所を管理 お場合。
 - 3. 巡回診療所を管理する場合(不定期かつ臨時的ないた 含む)。